

中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領

（定義）

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約において、見積書を徴する相手方を選定することなく、参加を希望する者から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第2条 本要領は、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号及び第7号に規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。（工事、コンサルタント業務は除く。）

（参加資格）

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、他に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「中国地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者であっては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。
- 三 見積合わせ時に中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 六 見積書を提出しようとする案件の仕様書等を電子調達システム（以下、「G E P S」という。）よりダウンロードした者であること、又は仕様書等の交付を発注者から直接受けた者であること。

（仕様書等の交付）

第4条 仕様書等の交付は、G E P Sから直接ダウンロードすることによって行う。

なお、希望があれば電子メールによる交付も行うので、希望者は、仕様書等交付申請書（様式2）に必要事項を記入のうえ発注者に電子メールにより提出し、仕様書等の交付を受けるものとする。電子メール以外の交付を希望する場合は、発注者に問い合わせを行うこと。

（見積の方法）

第5条 見積に関する諸条件については以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書（様式1）を発注者の掲示板、中国地方整備局のホームページ及びG E P Sに掲載することをもって見積

依頼とする。

二 見積に関する諸条件は、見積依頼書により提示する。

三 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約金額とするので、見積参加者は、次のいずれかの方法により見積を提出する。

イ G E P Sで見積を提出する場合は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力する。

ロ 紙で見積書を提出する場合は、様式3により、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を作成し、持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出（見積書の提出期限までに到達するものに限る。）する。

四 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認めない。

五 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積書を提出する。

六 見積に際し、納入等を行う物品は、仕様書等で指定した規格とし、これを納入する。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、同等以上の規格等とし、見積の提出前に発注者まで申し出て、その了解を得る必要がある。申し出及び了解がない規格外の物品の納入は認められない場合がある。

七 提出された見積書は、開封前も含め返却しない。見積者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出することがある。

（電子くじ）

第6条 G E P Sでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。

電子くじを行うには、見積者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子見積事業者は、G E P Sで電子くじ番号を入力し、紙見積事業者は、見積書（様式3）にくじ番号を記載するものとする。

（見積合わせ）

第7条 見積合わせに関する手続は以下のとおりとする。

一 見積参加者の立会

見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際の見積参加者の立会は求めない。

二 契約の相手方の決定

有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で、最も低い価格の見積を行った者を契約の相手方とする。

- 三 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上ある場合
電子くじを実施のうえ契約の相手方を決定する。

四 再度見積

提出された見積のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積の提出を求めることがある。再度見積の提出期限までに見積の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積が無い場合は、オープンカウンター方式見積は成立しない。その場合は、別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがある。

(見積の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者が行った見積
 - 二 見積書提出期限までに到着しなかった者の見積
 - 三 件名、金額及び氏名等見積書に記載等を必要とする事項の記載のない見積
 - 四 金額を訂正した見積
 - 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積
 - 六 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の見積
 - 七 同一人に見積で金額の異なる二通以上の見積
 - 八 仕様書その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 見積が無効となった場合、見積の再提出は認めない。

(見積合わせの結果)

第9条 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者のみに通知する。その他の参加者には問い合わせがあれば通知する。

(留意事項)

第10条 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行ってはならない。

- 2 見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他支出負担行為担当官等に提出する書類作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- 4 契約の相手方を決定するにあたり、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 発注者の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- 7 契約保証金については、これを免除とする。
- 8 契約の相手方として決定した者が、正当な理由が無く契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

る。

- 9 本要領に定めのないその他の取扱いについては、中国地方整備局随意契約見積心得によるものとする。

(異議の申立て)

第11条 見積参加者は、見積の提出後において、見積関係図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申立てることはできない。

(附則)

この要領は、令和 7 年 6 月 1 6 日から適用する。

令和 年 月 日

オープンカウンター方式参加希望者 殿

支出負担行為担当官
中国地方整備局長
〇〇 〇〇

見 積 依 頼 書

下記についてオープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。

記

- | | |
|-------------------|--|
| 1 件 名 | 〇〇外購入 |
| 1 履 行 又 は 納 入 期 限 | 契約締結の日から令和 年 月 日まで |
| 1 履 行 又 は 納 入 場 所 | 中国地方整備局（本局） |
| 1 仕 様 書 等 | 電子調達システム（GEPS）からダウンロードする。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
電子メールでの交付を希望する場合は、仕様書等交付申請書を下記問い合わせ先に提出すること。
上記の方法によらない場合は、下記問い合わせ先に連絡すること。 |
| 1 仕 様 書 交 付 期 間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |
| 1 見 積 書 の 提 出 場 所 | GEPSで提出する。
GEPS以外の場合は中国地方整備局総務部契約課購買第一係に提出する。 |
| 1 見 積 書 提 出 期 限 | 令和 年 月 日 時 分まで |
| 1 見 積 合 わ せ 日 時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| 1 見 積 方 法 | 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 100万円超は要（請書）、250万円超は要（契約書） |
| 1 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 1 参 加 資 格 | 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「〇〇」（「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」）の中国地域の競争参加資格を有するものであること。
その他は中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領第3条（参加資格）のとおり
https://www.cgr.mlit.go.jp/order/opencounter/index.html |
| 1 支 払 条 件 | 精算払 |
| 1 問 い 合 わ せ 先 | 〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30
中国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係
電話：082-221-9231（内線2536）
_mail: koubai01@cgr.mlit.go.jp |
| 1 そ の 他 | <p>(1) 持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便による見積は認める。</p> <p>(2) 中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得を熟読のうえ見積を行うこと。
https://www.cgr.mlit.go.jp/order/keiyaku/mitumorikokoroe.html</p> <p>(3) 見積書提出時に、品名、数量、金額等の内訳が記載された「内訳書」を提出すること。</p> <p>(4) 納入期限までに完納がなされない場合には、契約を解除することがある。</p> |

様式 2

仕 様 書 等 交 付 申 請 書

件 名 ○○外購入

社 名

受領者（役職・氏名）

電話番号

メールアドレス

- 注 1 仕様書等の交付を希望する者はこの様式に必要事項を記入の上、中国地方整備局
契約課に提出してください
- 2 電話番号は確実に連絡の取れる番号を記入してください

名刺提出可

契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を記載すること

様式3

見 積 書

一金 円

件 名 ○○外購入

「中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得」を承諾のうえ、
見積りします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

くじ番号（任意の3桁の数字）

支出負担行為担当官

中国地方整備局長

○○ ○○ 殿

* 押印を省略する場合は、以下を記載すること。（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担当者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先1： _____

連絡先2： _____

* 押印を省略した場合は電子メールによる提出も可能とするが、省略しない場合は原本を提出すること。